

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【公表番号】特表2004-506009(P2004-506009A)

【公表日】平成16年2月26日(2004.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-008

【出願番号】特願2002-518944(P2002-518944)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/519

A 6 1 P 3/00

A 6 1 P 3/08

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 5/50

A 6 1 P 7/02

A 6 1 P 9/10

A 6 1 P 9/12

A 6 1 P 19/06

A 6 1 P 43/00

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/519

A 6 1 P 3/00

A 6 1 P 3/08

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 5/50

A 6 1 P 7/02

A 6 1 P 9/10 1 0 1

A 6 1 P 9/12

A 6 1 P 19/06

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成15年3月20日(2003.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

真性2型糖尿病、障害あるグルコース耐性(I GT)又はインスリン抵抗性の治療的、緩和的又は予防的処置のための、選択的ピラゾロピリミジノン c G M P P D E 5 阻害剤を含む医薬組成物。

【請求項2】

有効量の選択的ピラゾロピリミジノン c G M P P D E 5 阻害剤を含む、真性2型糖尿病、障害あるグルコース耐性又はインスリン抵抗性の治療用医薬組成物。

【請求項3】

前記選択的ピラゾロピリミジノン c G M P P D E 5 阻害剤が、シルデナフィル、5-(

2 - エトキシ - 5 - モルフォリノアセチルフェニル) - 1 - エチル - 3 - n - プロピル - 1 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン、 3 - エチル - 5 - [ 5 - ( 4 - エチルピペラジン - 1 - イルスルフォニル ) - 2 - n - プロポキシフェニル ] - 2 - ( ピリジン - 2 - イル ) メチル - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン、 3 - エチル - 5 - [ 5 - ( 4 - エチルピペラジン - 1 - イルスルフォニル ) - 2 - ( 2 - メトキシエトキシ ) ピリジン - 3 - イル ] - 2 - ( ピリジン - 2 - イル ) メチル - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン、 5 - [ 2 - エトキシ - 5 - ( 4 - エチルピペラジン - 1 - イルスルフォニル ) ピリジン - 3 - イル ] - 3 - エチル - 2 - ( 2 - メトキシエチル ) - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン、 5 - ( 5 - アセチル - 2 - ブトキシ - 3 - ピリジニル ) - 3 - エチル - 2 - ( 1 - エチル - 3 - アゼチジニル ) - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン又はその医薬として許容される塩、溶媒和物又は多形体から選ばれる、請求項 1 又は 2 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 4】

前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、シルデナフィル、5 - [ 2 - エトキシ - 5 - ( 4 - エチルピペラジン - 1 - イルスルフォニル ) ピリジン - 3 - イル ] - 3 - エチル - 2 - ( 2 - メトキシエチル ) - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン又は 5 - ( 5 - アセチル - 2 - ブトキシ - 3 - ピリジニル ) - 3 - エチル - 2 - ( 1 - エチル - 3 - アゼチジニル ) - 2 , 6 - ジヒドロ - 7H - ピラゾロ [ 4 , 3 - d ] ピリミジン - 7 - オン又はその医薬として許容される塩、溶媒和物又は多形体から選ばれる、請求項 3 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 5】

前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、シルデナフィル又はその医薬として許容される塩、溶媒和物又は多形体である、請求項 4 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 6】

前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、クエン酸シルデナフィル又はその溶媒和物又は多形体である、請求項 5 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 7】

5 ~ 500mg の前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、単一投与、分割日用投与、多数回日用投与、急性投与、又は連続(慢性)日用投与により、経口投与される、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 8】

5 ~ 500mg の前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、分割日用投与、多数回日用投与、又は連続(慢性)日用投与により、投与される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 9】

5 ~ 500mg の前記選択的ピラゾロピリミジノン c GMP PDE5 阻害剤が、慢性日用投与により、投与される、請求項 8 に記載の医薬組成物。

#### 【請求項 10】

制御された放出又は持続性の放出配合品の習慣的投与により、投与される、請求項 7 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。